### 組合Q&A

# 総会運営における留意事項

#### 総会の性格

じめて成立し、会議の終了と同時 ではありません。 に消滅するものであり、常置機関 法的要件\*を具備して開催しては もあります。また、総会は一定の 合の機関のなかでは最高の機関で 合員をすべて拘束しますので、組 決定事項は、 最高意思決定機関です。総会の 合の基本的事項を決定する組合 総会は、 組合員全員で構成 理事の業務遂行や組

整等によって相互の意思疎通を図 らないよう、むしろ活発な質疑や およびそれらの法律によって適法に作成 るよう努める必要があります。 意見交換を行い、議長の適切な調 総会の運営は、形式的な審議にな する総会の議決は、組合員の利害 合員の事業に結びついていますの 一定の法的要件とは、中協法、 直接影響します。 組合は、組合の活動が直ちに組 組合活動の最高の意思を決定 したがって、 、中団法

> けられたものにほかならない。 組合組織の民主性を確保するために設 法等をいうのであり、これらの要件は すなわち総会の招集の手続、 された組合の定款に記載された方法

#### 総会の種類

通常、 ともに提出し、その承認を受ける 的に招集される総会であり、この 理事によって毎事業年度1回定期 等についても議決します。 よう義務付けられています。また 算関係書類を監事の監査報告書と 総会で代表理事は、少なくとも決 【通常総会】通常総会とは、 事業計画・収支予算の設定 代表

きや運営等についても同じ。 会の場合と同様です。(招集手続 ので、その内容は、決算関係書類 以外に必要に応じて開催できるも 【臨時総会】臨時総会は通常総会 承認を行わないほかは、 通常総

#### 総会の招集

ころにより毎事業年度1回招集し の期間に対応して)定款で、 外に定めがないため、 なければならない」という規定以 時 人税法に規定されている確定申告 期法には 「定款の定めると 通常は

議決の方 ます。 可能) より3ヶ月以内に開催することも 業年度2ヶ月以内(定款の規定に に開催することと定めてい

項(議案)を示し、定款に定めら の10日前までに会議の目的たる事 議を経て行う必要があります。 れた方法にしたがって通知\*しな 表理事であるが、招集は理事会の 【招集手続】総会の招集は、会日 【招集者】通常総会の招集者は代

損益計算書、 に際しては、議案を示すことに加え、決 できるだけ決算関係書類等の資料も添 また、組合員に書面及び代理人による 処理案)、事業報告書、監査報告書等の 算関係書類 付することが望ましい。なお、招集通知 議決権の行使が認められている関係上、 議の日時・場所・議事日程等を記載する。 \*総会の開催通知には、議案のほか、 ければならない。 剰余金処分案または損失 (財産目録、貸借対照表 슾

## 総会の成立と議決

じめて成立します。 手続を経た上で、 合員が定足数を満たす ことでは 【定足数】総会は、 ②出席した組 ①適法な招集

総会の定足数は特別議決

(定款

いては総組合員の半数以上の出

資料すべてを添付する必要がある。

められています。

認められていません(協業組合を 平等に一個与えられています。 等に関係なく、議決権、選挙権は うな重要事項)を要する事項につ 除く)が、特別の利害を有する組 かどうかを確認します。 したがって、定足数に達している 出席を定めていますので、 款参考例に倣って2分の1以上の ないものの、多くの組合では、 の議決事項については特に定めが が法に規定されています。 の変更など組織の基本に触れるよ 合員については議決権の行使が認 出資口数の多寡、事業規模の大小 【議決権および選挙権】組合員 総会の議長は議決権の行使は その他 それに 定

ことができるものです。 選挙に限り、 挙の投票権で、この選挙権は総代 くに議決権と選挙権を区別してい であることは通説ですが、 また、選挙権は、 選挙権は、 総会外でも行使する 総会における選 議決権の一 法はと 種

て議決権を行使する者も、 書面または代理人をもって行使す ることもできます。これらによっ 総会の議決権につい

りますが、それにはまず議長の選 ますので、その点留意して下さい。 たは組合員である法人の代表者 において、原則出席した組合員ま 任が必要となります。議長は総会 したがって議事を進めることにな (役員)の中から選任します。 【議長】総会が成立すれば日程に 数に入れられることになってい

れています。 は、議長に可否の決定権が与えら 決事項について可否同数の場合 もできません\*。しかし、普通議 人をして議決権を行使すること できず、さらに議長は自分の代理 として総会の議決に加わることは 前述のとおり、議長は、組合員 他の組合員の代理となること

\*議長の選挙権は剥奪されていません。 分の2以上の多数により決すると 数以上が出席し、その議決権の3 過半数でこれを決する議決方法を ります。普通議決とは、出席者の 普通議決と特別議決の2種類があ いい、特別議決とは、組合員の半 ころの議決方法です。 (議決の方法) 議決の方法には、

ます。(単記式にするか、連記式 人1票の無記名投票を原則とし また、選挙については、 組合員

> ば指名推薦の方法によって選挙を 限っては、出席者全員が賛成すれ えありません。)また役員選挙に にするか等は適宜定めても差し支 行うことができます 部例外あり)。 (協業組合等

認めた事項も含まれます。 は理事会で総会の議決を要すると ると定めた事項であり、この中に 項とは、定款で総会の議決を要す 機関であることから、必ず総会の とは、総会が組合の最高意思決定 れた事項です。また、任意議決事 決議を要すると法によって定めら の2種があります。 法定議決事項 は、法定議決事項と任意議決事項 【議決事項】総会の議決事項\*に

\*主な議決事項(協同組合の場合)

組合員のためにする金融機関に対する債 対する貸付(手形割引を含む)または1 別 類の承認 (普通) ⑧会社への組織変更 (特 の改選請求の同意(普通)⑦決算関係書 支予算および事業計画の設定または変更 更または廃止(普通)③毎事業年度の収 ①定款の変更(特別)②規約の設定、変 金残高の最高限度(普通) (特別) ①清算人の選任 (普通) ⑤組合員の除名 (特別) ⑥役員 (普通) ④経費の賦課および徴収の方法 ⑨組合の解散 (特別) (普通) ②借入 131組合員に ⑪組合の合併

> 限度 高限度 員の事業に関する債務保証の残高の最高 務保証の残高の最高限度(普通) 金の配当(普通 過怠金(普通)⑱加入金(普通) 合員の事業に関する債務保証の残高の最 (普通) ⑮1組合員のためにする組 (普通) 16役員の報酬 (普通) 17 19剰余 14組合

についても議決することができま じめ通知のあった事項以外の事項 として総会招集通知にあらかじめ す。(その議決に参加できる者は、 旨規定してある場合には、あらか 急議案を採用することができる することができるが、定款に「緊 記載された事項についてだけ議決 本人出席者に限ります。) 【緊急議案】総会の議決は、 原 則

続きを要する事項は緊急議案で議 まず、これを強行すれば組合内の を必要とする事項や役員選挙等の けるべきです。 紛争の火種にもなりかねないの 重要な案件は、緊急議案にはなじ 定款の変更及び解散など特別議決 決することができません。また、 コールのように、事前に一定の手 なお、除名あるいは役員の 緊急議案による議決は厳に避 1]

総会終了後の処理事項

▽議事録の作成

更は事業年度末日から4週間以内 変更後2週間以内(※変更登記が必要。)) ▽行政庁への決算関係書類等提出 ▽登記(2週間以内、但し出資金の変 **、総会終了後2週間以内。役員変更届は** 税務署に対する確定申告書の提 (事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内)

▽欠席組合員への通

## 【市町村合併に伴う定款変更】

さい。 の組合も、 までに市町村合併が行われた地域 その点ご留意下さい。なお、 することが望ましいものですので、 常総会の議案として上程し、 要はありませんが、本来は次の通 ことで、直ちに定款変更を行う必 てくることが予想されます。 所在地」の変更が生じる組合が出 3条「地区」、第4条「事務所の したところですが、このことに伴 の「平成の合併」はひとまず終結 が発足しました。これにより千葉 本埜村が編入合併し、新「印西市」 去る3月23日、印西市に印旛村、 組合定款第2条「名称」、第 あらためてご確認下 変更 この

◎お問合せは、 TEL 043 - 306 - 3285 本会設立相談室へ